

金融庁、平成19年度 税制改正要望公表

制度調査部
吉井 一洋

株式の10%軽減税率存続を要望

【要約】

金融庁は平成18年8月30日、平成19年度税制改正要望を公表した。

要望では、上場株式等の譲渡益・配当の10%軽減税率存続、株式譲渡損益と配当との損益通算などを求めている。

10%軽減税率存続は「貯蓄から投資」の促進のため、是非とも実現していきたい項目である。

平成18(2006)年8月30日、金融庁は「平成19年度税制改正要望」を公表した。

主要な要望項目は次のとおりである。

・豊かで強く魅力ある日本経済の実現のための措置

1. 金融証券市場の活性化を図る観点から、
 - (1) 「貯蓄から投資」の加速・定着のため現行証券税制の拡充・継続
 - (2) 「金融商品課税の一体化」に向けた取組みとして、上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算を可能とすること等
2. より強固な金融システムを構築する観点から、不良債権問題の再発防止及び繰延税金資産の資産としての脆弱性に対処するための税制上の措置等
3. 円滑な信託取引を確保する観点から、信託法改正(継続審議)に伴う税制上の措置

・安心で柔軟かつ多様な社会の実現

1. 遺族・老後・医療・介護保障への多様なニーズに対応した新たな生命保険料控除の創設
2. 自然災害等生活におけるリスクへの対処の観点から、火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充

以下それぞれについて解説する。

・豊かで強く魅力ある日本経済の実現のための措置

1. 金融証券市場活性化

(1) 「貯蓄から投資」の加速・定着のため現行証券税制の拡充・継続

要望事項は、次の2点である

上場株式等の譲渡所得に係る優遇税率(10%)を継続すること

法人税・所得税の二重課税を排し、長期投資を促進する観点から、配当所得についての適切な軽減措置を講ずること(現行の10%優遇税率適用分などの一層の軽減)

は、平成 19 年末に適用期限が来る上場株式等の譲渡益の 10%の軽減税率を、平成 20 年以降も継続するよう求めるものである。

は、平成 20 年 3 月末に適用期限が来る上場株式等の配当の 10%の軽減税率を、平成 20 年 4 月以降も継続すると共に、配当二重課税の観点から、何らかの軽減措置を設けるよう求めるものである。フランスやドイツがインピュテーション方式をやめて、2分の1課税で二重課税を調整することとしている。軽減税率を維持した上で、さらに2分の1課税などの措置を導入することを念頭に置いているものと思われる。

10%軽減税率は、平成 15 年から導入された。軽減税率は、平成 15 年 4 月 28 日に日経平均が 7,607 円 88 銭まで下落した株式市場が、その後回復するのに大きく寄与したと思われる。しかし、回復したとはいえ、現時点の日経平均の水準は、平成 18 年 8 月 30 日の終値で 15,872 円 02 銭であり、1989 年 12 月 29 日につけた最高値 38,915 円 87 銭 4 割程度に過ぎない。

個人金融資産に占める株式や投資信託の割合は 11.7% (平成 18 年 3 月) と若干増加したが、増加の要因としては価格の上昇によるところが大きい。比率自体も米国の 28.1% (平成 18 年 3 月)、英国の 16.8% (平成 18 年 3 月)、ドイツの 18.9% (平成 17 年 12 月)、フランスの 22.5% (平成 17 年 12 月) にははるかに及ばない。

その一方で、日銀により買い取られた 2 兆円の株式、銀行等保有株式取得機構により買い取られた 1.6 兆円の株式が、今後売却され、株式の需給に悪影響を及ぼす可能性が指摘されている。

米国は、株式譲渡益・配当の軽減税率 (15%、5%) の適用を 2010 年まで延長する (2008 年～2010 年の税率は 15%、0%)。英国、フランス、ドイツも株式譲渡益や配当には優遇措置を設けている。

わが国においても、株式・株式投資信託等への投資を促進し、国策でもある「貯蓄から投資」を一層推進するために、10%の軽減税率をぜひとも維持していくべきである。

(2) 「金融商品課税の一体化」に向けた取組みとして、上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算を可能とすること等

具体的な内容は次のとおりである。

上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算を可能とすること。その際、特定口座の利用を可能とすること

株式先物・オプション取引等各種金融商品課税を株式・株式投資信託と同一のものとする

については、特定口座での損益通算の対象を、上場株式等との譲渡損と配当に限っている点は評価できる。ただし、これを実現するためには、証券会社の特定口座で配当を受け取れるようにすることが大前提である。

特定口座で預金利子と株式譲渡損の通算を認めると、コングロマリット化した金融機関が有利になるなど、様々な問題が生じるため、そのような通算を認めることは望ましくない。

は、現状、20%となっている株式先物・オプション取引の税率を 10%の税率に引き下げるといものである。最近、小口の株価指数先物取引が登場したことなどもあり、これら株式関連の上場デリバティブの個人による取引が増えつつある旨が報道されている。これらの商品は株式等のヘッジ手段として有効であり、株式等と同じ税率が適用されることが望まれる。

2. より強固な金融システムを構築する観点から、不良債権問題の再発防止及び繰延税金資産の資産としての脆弱性に対処するための税制上の措置等

具体的な内容は次のとおりである。

不良債権問題の再発防止の観点から、債権棄損の実情に応じた無税償却・引当が可能となるようその範囲を拡大すること

繰延税金資産の資産としての脆弱性に対処する観点から、欠損金の繰戻還付制度の凍結を解除し、損期間を延長することなど。

協同組織金融機関の貸倒引当金の特定

は不良債権に対して貸倒引当金や貸倒損失を計上した場合に、税務上損金算入を認めるための要件を緩和し、早期の不良債権処理を促すというものである。

は欠損金の繰戻還付に関するものである。法人税法では、青色申告法人が確定申告書を提出する事業年度において欠損が生じた場合は、欠損額をその前事業年度の所得から控除し、控除額に対応する税額の還付を求めることができる。ただし、この繰戻し還付の適用は、平成 20 年 3 月期まで凍結されている。要望では、この凍結を解除し、繰戻し期間も 1 年に限ってではなくさらに遡って認めるよう求めている。

は、協同組織金融機関（信用金庫・信用組合）等に対する貸倒引当金の割増（116/100）を認めるという特例であり、平成 17 年度税制改正で導入された。適用期限が平成 19 年 3 月までとなっているので延長を求めるといふものである。

大手銀行はともかく、地域金融機関では、まだ不良債権処理が終わっていないところもあり、そのような金融機関に不良債権処理を促す意味では有用であるかと思われる。ただし、、 については、金融機関のみならず、全ての法人に対して認めるべきであろう。

3. 円滑な信託取引を確保する観点から、信託法改正（継続審議）に伴う税制上の措置

信託については、信託自体は課税せず、その受益者に課税するのが基本である（パス・スルー課税）。

秋の臨時国会等では信託法改正・信託業法再改正が予定されている。この改正により、自己信託など新しい信託の導入が予定されており、これらの税制上の取り扱いについて、「現行の信託税制の考え方（パス・スルー）を基本としつつ、円滑な信託取引の実現に十分な配慮を行なう」よう求めている。

例えば、事業会社が自らの事業の一部を自己信託（自分が信託の受託者となること）し、信託受益権を第三者に販売した場合は、実質的には会社分割をしたのと変わらない。その場合の税務上の取り扱いをどうするかなどが問題となる。

・ 安心で柔軟かつ多様な社会の実現

1. 遺族・老後・医療・介護保障への多様なニーズに対応した新たな生命保険料控除の創設

個人のライフプランの多様化により保障ニーズが多様化し、保険商品も多様化・複合化している。しかし、現行の生命保険料控除及び個人年金保険料控除は、このような環境変化に十分対応し切れていない。

そこで、現行の生命保険料控除制度を見直し、遺族・老後・医療・介護保障への多様なニーズに対応した新たな生命保険料控除の創設を求めている。

生命保険料控除は、毎年その撤廃がテーマとなるが、多様なニーズに応えるように形を変えて、その存続を求めていく。

2. 自然災害等生活におけるリスクへの対処の観点から、火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充 東京圏の大地震など、巨大な自然災害への対処が、昨今、重要なテーマとなっている。

要望の内容は、巨大災害が発生した場合に、損害保険会社が保険金支払責任を確実に履行できるよう、必要な税制上の措置を求めるというものである。損害保険会社等の場合、異常危険準備金として、保険料収入の2%まで積立が認められている（積立時損金算入、取崩時益金算入）。この積立率が平成19年3月末までは4%に引き上げられている。要望ではこの積立率を5%に引き上げた上で適用期限の延長を求めている。

巨大災害に備えるという趣旨は妥当であると思われるが、税制の要望を出す以上、損害保険会社は保険金不払い問題の再発を防止するための抜本的な対応が求められるであろう。

参考 金融庁の報道発表資料は下記のとおりである。

平成18年8月30日
金融庁

「平成19年度 税制改正要望」について

今般、金融庁では「平成19年度 税制改正要望」を取りまとめました。今般の要望においては、少子・高齢化や経済のグローバル化が進む中、金融システムの一層の活性化を図り、いわゆる「骨太方針2006」等に掲げられた

- (1) 豊かで強く魅力ある日本経済の実現
- (2) 安心で柔軟かつ多様な社会の実現

に資する観点から、必要な税制上の措置を要望することとしています。

「豊かで強く魅力ある日本経済の実現」については、

- 金融証券市場の活性化を図る観点から、
 - 「貯蓄から投資」の加速・定着のため現行証券税制の拡充・継続
 - 「金融商品課税の一体化」に向けた取組みとして、上場株式等の譲渡損失と配当所得との損益通算を可能とすること等
- より強固な金融システムを構築する観点から、不良債権問題の再発防止及び繰延税金資産の資産としての脆弱性に対処するための税制上の措置等
- 円滑な信託取引を確保する観点から、信託法改正（継続審議）に伴う税制上の措置

を要望することとしています。

「安心で柔軟かつ多様な社会の実現」については、

- 遺族・老後・医療・介護保障への多様なニーズに対応した新たな生命保険料控除の創設

- 自然災害等生活におけるリスクへの対処の観点から、火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充

を要望することとしています。

以上のほか、種々の税制改正を要望することとしています。

金融庁としては、今後、上記の内容について関係各方面のご理解を得ながら、要望の実現に向けて取り組んでまいります。

(以下、略)

(出所) <http://www.fsa.go.jp/news/18/sonota/20060830-4.html>